

株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
株式会社ソフトクリエイティブホールディングス
代表取締役会長 林 勝

第48期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第48期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

- 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第48期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容について報告いたしました。

決 議 事 項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
本議案は、原案どおり承認可決されました。
定款変更の内容は、後述のとおりです。
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
本議案は、原案どおり林 勝、林 宗治、林 雅也、中桐雅宏、畠中健二、原田陽一、小川和夫の7氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
なお、畠中健二、原田陽一及び小川和夫の3氏は、社外取締役であります。
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
本議案は、原案どおり阿部新生氏が新たに選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
本議案は、原案どおり退任監査役 村上成二氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

定款変更内容

(下線部は変更箇所を示しております。)

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役の責任免除) 第27条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除) 第35条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

お 知 ら せ

期末配当金のお支払について

第48期期末配当金は、当社取締役会において1株当たり10円と決定し、平成27年6月4日からお支払いいたしております。

まだお受け取りになられていない株主様は、平成27年6月3日にご送付いたしました「期末配当金領収証」により、払渡しの期間(平成27年6月4日から平成27年7月31日まで)内にお近くのゆうちょ銀行全国本支店及び出張所並びに郵便局でお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の株主様には「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を、同日ご送付いたしておりますのでご確認ください。